

平成29年12月21日

平成29年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

## 目

## 次

1	鳥羽市職員給与条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市職員給与条例（第2条関係）	・・・	12
3	鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	・・・	19
4	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例	・・・	20

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>414,300円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>413,800円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員あつては100分の105)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員あつては100分の105を乗じて得た額の総額</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)																												
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、<u>勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給するときは100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</u></p>																												
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> <td>給料 月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
職員 の区 分			職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																				
	給料 月額	給料 月額		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額																						
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																						
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額																						

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
再任用職員以外の職員		百円	百円	百円	百円	百円	百円	再任用職員以外の職員		百円	百円	百円	百円	百円	百円
	1	1,426	1,927	2,289	2,620	2,880	3,185		1	1,416	1,917	2,279	2,611	2,871	3,177
	2	1,437	1,945	2,305	2,639	2,902	3,207		2	1,427	1,935	2,295	2,630	2,893	3,199
	3	1,449	1,963	2,320	2,657	2,925	3,230		3	1,439	1,953	2,310	2,648	2,916	3,222
	4	1,460	1,981	2,336	2,678	2,946	3,252		4	1,450	1,971	2,326	2,669	2,937	3,244
	5	1,471	1,997	2,351	2,696	2,966	3,274		5	1,461	1,987	2,341	2,687	2,957	3,266
	6	1,482	2,015	2,368	2,715	2,989	3,294		6	1,472	2,005	2,358	2,706	2,980	3,286
	7	1,493	2,033	2,383	2,734	3,012	3,316		7	1,483	2,023	2,373	2,725	3,003	3,308
	8	1,504	2,051	2,399	2,755	3,034	3,338		8	1,494	2,041	2,389	2,746	3,025	3,330
	9	1,515	2,068	2,412	2,776	3,054	3,358		9	1,505	2,058	2,403	2,767	3,046	3,351
	10	1,529	2,086	2,427	2,796	3,077	3,380		10	1,519	2,076	2,418	2,787	3,069	3,373
	11	1,542	2,104	2,443	2,817	3,099	3,400		11	1,532	2,094	2,434	2,808	3,091	3,394
	12	1,555	2,122	2,457	2,837	3,122	3,422		12	1,545	2,112	2,448	2,828	3,114	3,416
	13	1,568	2,136	2,472	2,857	3,143	3,440		13	1,558	2,126	2,463	2,848	3,135	3,435
	14	1,583	2,154	2,487	2,878	3,164	3,460		14	1,573	2,144	2,478	2,869	3,156	3,455
	15	1,598	2,171	2,500	2,898	3,186	3,481		15	1,588	2,161	2,491	2,889	3,178	3,476
	16	1,614	2,189	2,514	2,918	3,207	3,501		16	1,604	2,179	2,505	2,909	3,199	3,496
	17	1,627	2,206	2,529	2,937	3,227	3,518		17	1,617	2,196	2,520	2,929	3,220	3,514
	18	1,642	2,223	2,546	2,957	3,247	3,538		18	1,632	2,213	2,537	2,949	3,240	3,534
	19	1,657	2,239	2,563	2,978	3,267	3,556		19	1,647	2,229	2,554	2,970	3,261	3,552
	20	1,672	2,255	2,581	2,998	3,287	3,575		20	1,662	2,245	2,572	2,990	3,281	3,571
	21	1,686	2,270	2,597	3,018	3,305	3,595		21	1,676	2,260	2,588	3,010	3,300	3,591
	22	1,713	2,287	2,615	3,039	3,326	3,614		22	1,703	2,277	2,606	3,031	3,321	3,610
	23	1,739	2,303	2,632	3,059	3,346	3,634		23	1,729	2,293	2,623	3,051	3,341	3,630
	24	1,765	2,319	2,649	3,080	3,367	3,653		24	1,755	2,309	2,640	3,072	3,362	3,649
	25	1,792	2,331	2,669	3,097	3,381	3,673		25	1,782	2,322	2,660	3,090	3,377	3,669
	26	1,809	2,346	2,688	3,118	3,400	3,692		26	1,799	2,337	2,679	3,111	3,396	3,688
	27	1,826	2,360	2,706	3,138	3,419	3,712		27	1,816	2,351	2,697	3,132	3,415	3,708
	28	1,843	2,373	2,724	3,158	3,438	3,732		28	1,833	2,364	2,715	3,152	3,434	3,728
29	1,858	2,386	2,741	3,176	3,455	3,747	29	1,848	2,377	2,732	3,171	3,451	3,743		

改正案 (新)							現行 (旧)						
30	1,876	2,398	2,760	3,196	3,474	3,765	30	1,866	2,389	2,751	3,191	3,470	3,761
31	1,894	2,408	2,779	3,217	3,493	3,783	31	1,884	2,399	2,770	3,212	3,489	3,779
32	1,911	2,420	2,796	3,238	3,511	3,799	32	1,901	2,411	2,787	3,233	3,507	3,795
33	1,927	2,433	2,812	3,251	3,530	3,817	33	1,917	2,424	2,804	3,247	3,526	3,813
34	1,942	2,445	2,831	3,271	3,548	3,831	34	1,932	2,436	2,823	3,267	3,544	3,827
35	1,957	2,457	2,849	3,290	3,566	3,846	35	1,947	2,448	2,841	3,286	3,562	3,842
36	1,972	2,470	2,868	3,311	3,583	3,862	36	1,962	2,461	2,860	3,307	3,579	3,858
37	1,985	2,479	2,884	3,330	3,597	3,876	37	1,975	2,470	2,876	3,326	3,593	3,872
38	1,998	2,493	2,901	3,349	3,610	3,888	38	1,988	2,484	2,893	3,345	3,606	3,884
39	2,011	2,507	2,919	3,369	3,624	3,900	39	2,001	2,498	2,911	3,365	3,620	3,896
40	2,024	2,522	2,937	3,388	3,638	3,911	40	2,014	2,513	2,929	3,384	3,634	3,907
41	2,037	2,536	2,953	3,407	3,651	3,922	41	2,027	2,527	2,946	3,403	3,647	3,918
42	2,050	2,550	2,970	3,426	3,660	3,934	42	2,040	2,541	2,963	3,422	3,656	3,930
43	2,063	2,564	2,985	3,444	3,671	3,946	43	2,053	2,555	2,979	3,440	3,667	3,942
44	2,076	2,577	3,001	3,463	3,682	3,957	44	2,066	2,568	2,995	3,459	3,678	3,953
45	2,088	2,589	3,017	3,478	3,690	3,964	45	2,078	2,580	3,012	3,474	3,686	3,960
46	2,101	2,602	3,034	3,492	3,699	3,971	46	2,091	2,593	3,029	3,488	3,695	3,967
47	2,114	2,616	3,050	3,507	3,708	3,978	47	2,104	2,607	3,045	3,503	3,704	3,974
48	2,127	2,629	3,067	3,522	3,717	3,985	48	2,117	2,620	3,062	3,518	3,713	3,981
49	2,138	2,641	3,077	3,538	3,726	3,991	49	2,128	2,633	3,073	3,534	3,722	3,987
50	2,149	2,652	3,092	3,546	3,734	3,997	50	2,139	2,644	3,088	3,542	3,730	3,993
51	2,159	2,665	3,107	3,558	3,742	4,002	51	2,149	2,657	3,103	3,554	3,738	3,998
52	2,170	2,678	3,123	3,568	3,750	4,006	52	2,160	2,670	3,119	3,564	3,746	4,002
53	2,181	2,688	3,139	3,577	3,757	4,010	53	2,171	2,680	3,135	3,573	3,753	4,006
54	2,191	2,699	3,155	3,588	3,764	4,013	54	2,181	2,691	3,151	3,584	3,760	4,009
55	2,200	2,712	3,171	3,597	3,771	4,016	55	2,190	2,704	3,167	3,593	3,767	4,012
56	2,210	2,725	3,186	3,608	3,778	4,019	56	2,200	2,717	3,182	3,604	3,774	4,015
57	2,215	2,735	3,201	3,617	3,783	4,022	57	2,206	2,728	3,197	3,613	3,779	4,018
58	2,224	2,745	3,213	3,624	3,789	4,025	58	2,215	2,738	3,209	3,620	3,785	4,021

改正案 (新)								現行 (旧)							
59	2,232	2,754	3,225	3,631	3,795	4,028		59	2,223	2,748	3,221	3,627	3,791	4,024	
60	2,241	2,765	3,237	3,638	3,802	4,031		60	2,232	2,759	3,233	3,634	3,798	4,027	
61	2,248	2,776	3,244	3,642	3,806	4,034		61	2,239	2,771	3,240	3,638	3,802	4,030	
62	2,258	2,786	3,253	3,648	3,813	4,037		62	2,249	2,781	3,249	3,644	3,809	4,033	
63	2,266	2,795	3,261	3,655	3,819	4,040		63	2,257	2,790	3,257	3,651	3,815	4,036	
64	2,275	2,805	3,269	3,662	3,825	4,043		64	2,266	2,800	3,265	3,658	3,821	4,039	
65	2,282	2,811	3,278	3,665	3,829	4,046		65	2,273	2,807	3,274	3,661	3,825	4,042	
66	2,290	2,820	3,282	3,672	3,835	4,049		66	2,281	2,816	3,278	3,668	3,831	4,045	
67	2,299	2,827	3,289	3,679	3,841	4,052		67	2,290	2,823	3,285	3,675	3,837	4,048	
68	2,310	2,836	3,297	3,686	3,847	4,055		68	2,301	2,832	3,293	3,682	3,843	4,051	
69	2,317	2,846	3,305	3,689	3,851	4,057		69	2,308	2,842	3,301	3,685	3,847	4,053	
70	2,324	2,854	3,312	3,695	3,856	4,060		70	2,315	2,850	3,308	3,691	3,852	4,056	
71	2,330	2,862	3,319	3,702	3,861	4,063		71	2,321	2,858	3,315	3,698	3,857	4,059	
72	2,338	2,870	3,326	3,708	3,867	4,066		72	2,329	2,866	3,322	3,704	3,863	4,062	
73	2,346	2,878	3,331	3,711	3,870	4,068		73	2,337	2,874	3,327	3,707	3,866	4,064	
74	2,353	2,883	3,337	3,717	3,874	4,071		74	2,344	2,879	3,333	3,713	3,870	4,067	
75	2,360	2,887	3,342	3,724	3,878	4,074		75	2,351	2,883	3,338	3,720	3,874	4,070	
76	2,366	2,892	3,348	3,730	3,882	4,076		76	2,357	2,888	3,344	3,726	3,878	4,072	
77	2,373	2,893	3,351	3,734	3,885	4,078		77	2,364	2,889	3,347	3,730	3,881	4,074	
78	2,381	2,897	3,356	3,739	3,888	4,081		78	2,372	2,893	3,352	3,735	3,884	4,077	
79	2,389	2,899	3,360	3,745	3,891	4,084		79	2,380	2,895	3,356	3,741	3,887	4,080	
80	2,396	2,903	3,365	3,750	3,894	4,086		80	2,387	2,899	3,361	3,746	3,890	4,082	
81	2,402	2,905	3,369	3,755	3,896	4,088		81	2,394	2,901	3,365	3,751	3,892	4,084	
82	2,409	2,907	3,374	3,761	3,899	4,091		82	2,401	2,903	3,370	3,757	3,895	4,087	
83	2,416	2,911	3,379	3,766	3,902	4,094		83	2,408	2,907	3,375	3,762	3,898	4,090	
84	2,423	2,914	3,384	3,769	3,904	4,096		84	2,415	2,910	3,380	3,765	3,900	4,092	
85	2,429	2,917	3,387	3,773	3,906	4,098		85	2,421	2,913	3,383	3,769	3,902	4,094	
86	2,436	2,920	3,391	3,778	3,909			86	2,428	2,916	3,387	3,774	3,905		
87	2,443	2,923	3,396	3,782	3,912			87	2,435	2,919	3,392	3,778	3,908		

改正案 (新)							現行 (旧)						
88	2,450	2,927	3,400	3,786	3,914		88	2,442	2,923	3,396	3,782	3,910	
89	2,456	2,930	3,403	3,790	3,916		89	2,449	2,926	3,399	3,786	3,912	
90	2,461	2,934	3,407	3,795	3,919		90	2,454	2,930	3,403	3,791	3,915	
91	2,464	2,937	3,412	3,799	3,922		91	2,458	2,933	3,408	3,795	3,918	
92	2,468	2,941	3,416	3,803	3,924		92	2,463	2,937	3,412	3,799	3,920	
93	2,471	2,942	3,418	3,806	3,926		93	2,466	2,938	3,414	3,802	3,922	
94		2,944	3,422				94		2,940	3,418			
95		2,948	3,427				95		2,944	3,423			
96		2,952	3,431				96		2,948	3,427			
97		2,954	3,432				97		2,950	3,428			
98		2,957	3,437				98		2,953	3,433			
99		2,961	3,441				99		2,957	3,437			
100		2,965	3,444				100		2,961	3,440			
101		2,967	3,447				101		2,963	3,443			
102		2,970	3,451				102		2,966	3,447			
103		2,974	3,455				103		2,970	3,451			
104		2,977	3,459				104		2,973	3,455			
105		2,979	3,464				105		2,975	3,460			
106		2,982	3,468				106		2,978	3,464			
107		2,986	3,472				107		2,982	3,468			
108		2,989	3,476				108		2,985	3,472			
109		2,991	3,481				109		2,987	3,477			
110		2,995	3,485				110		2,991	3,481			
111		2,999	3,488				111		2,995	3,484			
112		3,002	3,491				112		2,998	3,487			
113		3,003	3,496				113		2,999	3,492			
114		3,006					114		3,002				
115		3,009					115		3,005				
116		3,013					116		3,009				



改 正 案 (新)								現 行 (旧)								
	117		3,015						117		3,011					
	118		3,017						118		3,013					
	119		3,020						119		3,016					
	120		3,023						120		3,019					
	121		3,027						121		3,023					
	122		3,029						122		3,025					
	123		3,032						123		3,028					
	124		3,035						124		3,031					
	125		3,038						125		3,034					
再任 用職 員		1,873	2,148	2,548	2,742	2,893	3,147			1,869	2,144	2,544	2,738	2,889	3,143	

別表第3 (第2条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		百円	百円	百円	百円
	1	2,464	3,318	3,967	4,711
	2	2,489	3,348	3,996	4,734
	3	2,514	3,377	4,025	4,756
	4	2,539	3,407	4,053	4,779
	5	2,562	3,434	4,080	4,802
	6	2,600	3,467	4,107	4,824
	7	2,638	3,498	4,135	4,846
	8	2,676	3,529	4,162	4,868
	9	2,712	3,557	4,186	4,888
	10	2,752	3,586	4,213	4,909

別表第3 (第2条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		百円	百円	百円	百円
	1	2,452	3,305	3,955	4,706
	2	2,477	3,335	3,984	4,729
	3	2,502	3,364	4,013	4,751
	4	2,527	3,394	4,041	4,774
	5	2,550	3,421	4,068	4,797
	6	2,588	3,454	4,095	4,819
	7	2,626	3,485	4,123	4,841
	8	2,664	3,516	4,150	4,863
	9	2,700	3,545	4,175	4,883
	10	2,740	3,574	4,202	4,904

改 正 案 (新)					現 行 (旧)				
11	2,792	3,617	4,239	4,930	11	2,780	3,605	4,229	4,925
12	2,832	3,649	4,266	4,951	12	2,820	3,637	4,256	4,946
13	2,870	3,679	4,290	4,972	13	2,858	3,667	4,280	4,967
14	2,910	3,715	4,315	4,993	14	2,898	3,703	4,305	4,988
15	2,949	3,747	4,339	5,014	15	2,937	3,735	4,329	5,009
16	2,988	3,784	4,364	5,035	16	2,976	3,772	4,354	5,030
17	3,026	3,820	4,385	5,056	17	3,014	3,808	4,376	5,051
18	3,062	3,847	4,409	5,076	18	3,050	3,835	4,400	5,071
19	3,097	3,875	4,432	5,096	19	3,085	3,863	4,424	5,091
20	3,133	3,902	4,456	5,116	20	3,121	3,890	4,448	5,111
21	3,169	3,931	4,472	5,134	21	3,157	3,919	4,466	5,129
22	3,206	3,957	4,496	5,152	22	3,194	3,945	4,490	5,147
23	3,241	3,983	4,520	5,171	23	3,229	3,971	4,514	5,166
24	3,276	4,007	4,543	5,190	24	3,264	3,995	4,537	5,185
25	3,311	4,029	4,563	5,207	25	3,299	4,018	4,558	5,202
26	3,339	4,052	4,586	5,225	26	3,327	4,041	4,581	5,220
27	3,365	4,074	4,608	5,243	27	3,353	4,064	4,603	5,238
28	3,391	4,097	4,631	5,261	28	3,379	4,087	4,626	5,256
29	3,419	4,120	4,653	5,278	29	3,407	4,110	4,648	5,274
30	3,440	4,141	4,676	5,296	30	3,428	4,131	4,671	5,292
31	3,462	4,161	4,699	5,314	31	3,450	4,151	4,694	5,310
32	3,486	4,182	4,721	5,332	32	3,474	4,172	4,716	5,328
33	3,509	4,202	4,741	5,348	33	3,497	4,193	4,736	5,344
34	3,533	4,221	4,762	5,366	34	3,521	4,212	4,757	5,362
35	3,555	4,239	4,783	5,383	35	3,543	4,232	4,778	5,379
36	3,580	4,259	4,804	5,401	36	3,568	4,252	4,799	5,397
37	3,604	4,278	4,825	5,417	37	3,592	4,272	4,820	5,413
38	3,628	4,298	4,843	5,433	38	3,616	4,292	4,838	5,429
39	3,652	4,318	4,861	5,447	39	3,640	4,312	4,856	5,443

改 正 案 (新)					現 行 (旧)				
40	3,674	4,338	4,879	5,463	40	3,662	4,332	4,874	5,459
41	3,697	4,356	4,896	5,478	41	3,685	4,351	4,891	5,474
42	3,711	4,374	4,914	5,492	42	3,699	4,369	4,909	5,488
43	3,726	4,391	4,932	5,506	43	3,714	4,386	4,927	5,502
44	3,740	4,409	4,950	5,519	44	3,728	4,404	4,945	5,515
45	3,753	4,428	4,966	5,531	45	3,743	4,423	4,961	5,527
46	3,767	4,446	4,983	5,541	46	3,757	4,441	4,978	5,537
47	3,782	4,464	5,001	5,551	47	3,772	4,459	4,996	5,547
48	3,797	4,481	5,019	5,561	48	3,787	4,476	5,014	5,557
49	3,809	4,499	5,035	5,571	49	3,799	4,494	5,030	5,567
50	3,819	4,516	5,048	5,580	50	3,809	4,511	5,043	5,576
51	3,829	4,534	5,061	5,589	51	3,819	4,529	5,056	5,585
52	3,838	4,552	5,074	5,598	52	3,828	4,547	5,069	5,594
53	3,847	4,571	5,085	5,606	53	3,838	4,566	5,081	5,602
54	3,856	4,583	5,098	5,615	54	3,847	4,578	5,094	5,611
55	3,863	4,595	5,111	5,624	55	3,856	4,590	5,107	5,620
56	3,872	4,607	5,124	5,633	56	3,865	4,602	5,120	5,629
57	3,880	4,619	5,134	5,642	57	3,874	4,614	5,130	5,638
58	3,889	4,629	5,142	5,651	58	3,883	4,624	5,138	5,647
59	3,897	4,639	5,150	5,660	59	3,891	4,634	5,146	5,656
60	3,905	4,649	5,158	5,667	60	3,899	4,644	5,154	5,663
61	3,911	4,657	5,167	5,676	61	3,906	4,652	5,163	5,672
62	3,916	4,664	5,175	5,685	62	3,911	4,659	5,171	5,681
63	3,920	4,671	5,184	5,694	63	3,915	4,666	5,180	5,690
64	3,925	4,678	5,192	5,703	64	3,920	4,673	5,188	5,699
65	3,928	4,685	5,201	5,712	65	3,923	4,680	5,197	5,708
66		4,692	5,210		66		4,687	5,206	
67		4,699	5,217		67		4,694	5,213	
68		4,706	5,226		68		4,701	5,222	

改 正 案 (新)					現 行 (旧)				
69		4,709	5,235		69		4,705	5,231	
70		4,716	5,243		70		4,712	5,239	
71		4,723	5,252		71		4,719	5,248	
72		4,730	5,261		72		4,726	5,257	
73		4,734	5,269		73		4,730	5,265	
74		4,740	5,278		74		4,736	5,274	
75		4,747	5,287		75		4,743	5,283	
76		4,754	5,294		76		4,750	5,290	
77		4,758	5,302		77		4,754	5,298	
78		4,764	5,311		78		4,760	5,307	
79		4,770	5,320		79		4,766	5,316	
80		4,775	5,329		80		4,771	5,325	
81		4,781	5,337		81		4,777	5,333	
82		4,786	5,346		82		4,782	5,342	
83		4,791	5,355		83		4,787	5,351	
84		4,796	5,364		84		4,792	5,360	
85		4,800	5,372		85		4,796	5,368	
86		4,806	5,381		86		4,802	5,377	
87		4,810	5,390		87		4,806	5,386	
88		4,815	5,399		88		4,811	5,395	
89		4,820	5,407		89		4,816	5,403	
90		4,826			90		4,822		
91		4,832			91		4,828		
92		4,836			92		4,832		
93		4,841			93		4,837		
94		4,847			94		4,843		
95		4,853			95		4,849		
96		4,859			96		4,855		
97		4,864			97		4,860		

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
再任用職員		2,958	3,382	3,926	4,656	再任用職員		2,954	3,378	3,922	4,652

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(期末手当)</p> <p>第43条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第43条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第43条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しく</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第43条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第43条の3まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第43条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条及び附則第9項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しく</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第6項第3号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第44条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>第44条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び<u>附則第6項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u> (特定幹部職員あつては、<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額</p>	<p>現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85</u> (特定幹部職員あつては<u>100分の105</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の95</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の45</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p>
	<p><u>6 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p>



改 正 案 (新)	現 行 (旧)
	<p>(1) <u>給料月額</u> 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額  (当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定  職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合  (以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号給に達しない場  合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員  の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額 (以下この  項及び附則第8項において「給料月額減額基礎額」という。))</p> <p>(2) <u>地域手当</u> 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100  分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、給料月  額減額基礎額に対する地域手当の月額)</p> <p>(3) <u>期末手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受ける  べき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (第43条第5項  の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同  項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて  得た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同  条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特  定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た  額に、100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあって  は、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月  額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (同条第5項の  規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項  に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得  た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</u></p> <p>(4) <u>勤勉手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第44条第4項において準用する第43条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第43条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p> <p>(5) <u>第9条第1項から第5項までの規定により支給される給与</u> 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>第9条第1項 前各号に定める額</u></p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)				
	<p>イ <u>第9条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>第9条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p>エ <u>第9条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 563 2083 668"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 563 1610 619">給料表</th> <th data-bbox="1612 563 2083 619">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 620 1610 668">行政職給料表</td> <td data-bbox="1612 620 2083 668">6級</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 <u>前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>8 <u>附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条及び第33条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第36条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>9 <u>附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉</u></p>	給料表	職務の級	行政職給料表	6級
給料表	職務の級				
行政職給料表	6級				

改正案 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給するときは100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p><u>第3条 給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは、「附則第8項」とする。</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）に対する鳥羽市職員給与条例附則第6項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p><u>4 短時間勤務職員に対する鳥羽市職員給与条例附則第6項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u></p> <p><u>5 鳥羽市職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同項中「第36条」とある</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
	<u>のは、「附則第8項」とする。</u>